

修文大学・修文大学短期大学部公的研究費管理規程

(目的)

第1条 この規程は、修文大学・修文大学短期大学部（以下「本学」という。）の教員の公的研究費の使用に係る不適切な行為を防止することを目的とする。

(公的研究費)

第2条 公的研究費とは、文部科学省はじめ各府省又はこれらの府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(遵守義務)

第3条 本学の教員として公的研究費の配分を受けた者は、本規程を遵守し、適正に執行しなければならない。

(責任体制)

第4条 学長は、本学における公的研究費の運営・管理について全体を統括し最終責任を負う「最高管理責任者」としての責務を有する。

2 本学事務局長は、最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ「統括管理責任者」としての責務を有する。

3 学部長または学科長は、当該学部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ「部局責任者」としての責務を有する。

4 最高管理責任者は、本学における公的研究費の運営・管理について、本学の教育研究レベルの向上に資する観点から、全教員が公的研究費の獲得に向けて、申請を行うことを推奨することに鑑み、全教職員を対象とした公的研究費の運営・管理の内容に関する研鑽の機会としての研修会を定期的を開催しなければならない。

(相談窓口)

第5条 公的研究費等の使用に関するルール等及び事務手続きに関する相談窓口を、本学事務局室内に置く。

(購入物品の発注)

第6条 公的研究費による購入物品（以下「購入物品」という。）の発注は、研究者が行なう。ただし、一品10万円以上の購入物品については、発注前に見積書を本学事務局に提出して了承を得るものとする。

2 研究者は、購入物品の発注に当たっては、予算の執行状況を本学事務局に確認する

ものとし、予算不足のときは発注してはならない。

(購入物品の検収)

第7条 公的研究費による購入物品の納品確認（以下「検収」という。）は、発注に関わった者以外の本学事務局職員が行う。

- 2 前項の検収は、購入物品の納入業者又は研究者が、本学事務局に購入物品及び納品書を持参し行うものとする。ただし、本学事務局に持参することが困難な購入物品については、本学事務局職員が納入場所に赴き検収を行うものとする。
- 3 検収は、購入物品と納品書を照合して適正であるか確認し、納品書に納品確認印、確認者名及び日付を記入することとする。
- 4 前項による検収の結果、適正でないと判断した場合には、納品確認印を押印してはならない。また、検収の結果を、「不正告発窓口」に連絡するものとする。
- 5 検収を受けていない購入物品への支払いは、行わないものとする
- 6 検収は、原則として納品日の2日後までに行うものとする。

(アルバイト等の雇用)

第8条 公的研究費によるアルバイト等の雇用に関し、履歴書等雇用に必要な書類及び謝金振込の銀行等の届出等は、必ず被雇用者本人の署名によるものとする。

- 2 被雇用者は、所定の出勤簿に自ら押印又は署名を行い、勤務時間を記入しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、被雇用者本人の勤務態様の適正さの確認及び雇用に伴う謝金の受領確認を行うものとする。

(旅 費)

第9条 公的研究費による出張の旅費は、本学「旅費支給規程」に基づき支給する。

- 2 統括管理責任者は、随時出張先機関等に事実確認を行うものとする。

(内部監査)

第10条 公的研究費の適正な管理のために、最高管理責任者は、本学の教職員から2名の監査員を委嘱する。

- 2 監査員は、公的研究費の執行状況について定期的に監査を行う。

(不正の防止)

第11条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な管理のために必要な不正防止の推進にあたるものとする。

(不正への措置)

第12条 研究者が不正行為に関与した場合は、研究倫理審査委員会規程の趣旨に鑑み、不正行為に関する調査を実施する。

- 2 前項の調査により、懲戒処分が相当と判断される場合、学長は理事長にその旨を上申し、就業規則に基づき懲戒処分を行う。
- 3 業者等が不正行為に関与したときは、統括管理責任者は当該業者等に対して取引停止等の措置を講ずる。

(不正告発窓口)

第13条 本学に対する公的研究費の不正等の通報（以下「不正告発」という。）に関する調査は、本学研究倫理審査委員会が担当する。

- 2 不正告発があった場合の具体的措置は、別に定める「研究活動の不正行為の告発に関する規程」による。

(事務)

第14条 公的研究費の不正使用に対する措置等の取扱いに関する事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月19日から施行する。